

# 国立大学法人岡山大学公印規程

〔平成16年4月1日〕  
岡大規程第5号

改正	平成17年	3月24日規程第	2号
	平成17年	7月20日規程第	14号
	平成18年	3月9日規程第	31号
	平成18年	6月29日規程第	65号
	平成18年	9月20日規程第	77号
	平成18年	12月22日規程第	86号
	平成19年	3月30日規程第	29号
	平成20年	2月18日規程第	1号
	平成20年	3月31日規程第	42号
	平成21年	3月27日規程第	6号
	平成22年	3月31日規程第	33号
	平成22年	7月30日規程第	70号
	平成23年	3月31日規程第	2号
	平成23年	9月30日規程第	102号
	平成23年	11月1日規程第	107号
	平成24年	1月30日規程第	3号
	平成24年	3月30日規程第	8号
	平成25年	3月29日規程第	14号
	平成25年	9月30日規程第	35号
	平成25年	12月12日規程第	47号
	平成26年	3月31日規程第	10号
	平成26年	6月30日規程第	46号
	平成26年	9月30日規程第	67号
	平成27年	1月1日規程第	3号
	平成27年	3月31日規程第	21号
	平成27年	5月29日規程第	77号
	平成28年	3月31日規程第	12号
	平成28年	6月16日規程第	71号
	平成29年	3月31日規程第	20号
	平成29年	11月30日規程第	63号
	平成30年	2月6日規程第	5号
	平成30年	3月30日規程第	29号
	平成30年	8月30日規程第	51号
	平成31年	3月29日規程第	15号

(趣旨)

第1条 この規程は、国立大学法人岡山大学（以下「法人」という。）における公印について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 公印 業務上作成された文書に使用する印章で、その印影を押すことにより当該文書が真正なものであることを認証することを目的とするものをいい、次号の組織印及び第3号の職名印を総称する。

二 組織印 法人又は岡山大学若しくは部局等（附属施設等を含む。）の名称を刻印した公印をいう。

三 職名印 役員又は部局等の長若しくはその他の職員で、その職務権限が定められたものの職名等を刻印した公印をいう。

四 部局等 岡山大学の本部（国立大学法人岡山大学事務組織規程（平成16年岡大規程第1号）第4条に規定する本部をいう。以下同じ。）、各学部、グローバル・ディスカバリー・プログラム、大学院各研究科、特別支援教育特別専攻科、養護教諭特別科、各研究所、岡山大学病院、各全学センター、附属図書館及び各機構をいう。

（公印の作成等）

第3条 公印の制定権者は、国立大学法人岡山大学長（以下「学長」という。）とする。

2 部局等の長（本部においては、事務局長とする。以下同じ。）は、公印を作成、改刻又は廃止しようとするときは、別記様式第1号の申請書により学長の承認を得るものとする。

3 前項の承認を得て、公印を作成し、又は改刻したときは、別記様式第2号の印影届によりその公印の印影を学長に届け出るものとする。

（公印の形式及び印材）

第4条 公印は、方形又は円形の印面の周囲に一条の外側縁を付し、その内側に、刻印しなければならない文字を明確な字体で浮き彫りにするものとする。この場合において、「印」又は「之印」の文字を加えて彫刻することができる。

2 公印の印材には、容易に摩滅又は腐食しない硬質のものを使用するものとする。

（公印の種類、寸法及び用途）

第5条 公印の種類、寸法及び用途は、別表第1及び別表第2に定めるとおりとする。

（公印の管守）

第6条 公印は、別表第1及び別表第2に掲げる種類に応じ、それぞれ当該各欄に掲げる管守者及び管守補助者が、管守しなければならない。

2 管守者は、公印が適切に使用されるよう管理し、及び公印が使用されないときは、それを確実な保管設備に格納し、厳重に保管しなければならない。

3 管守補助者は、管守者の職務を補助するものとする。

4 管守者は、別記様式第3号の公印簿を備え、これに作成又は改刻された公印を押印し、その印影を保存しなければならない。

（事故届）

第7条 部局等の長は、公印に盗難その他の事故が生じたときは、別記様式第4号の事故届により学長に届け出るものとする。

（公印の使用等）

第8条 公印の使用を必要とする場合は、公印を押印しようとする文書に決裁が完了した起案文書（以下「決裁文書」という。）を添えて、管守者に公印の使用を請求するものとする。

2 前項の規定による公印の使用の請求があったとき、管守者は、その文書と決裁文書とを照合した上、自ら押印し、又は公印の使用を請求した者に押印させるものとする。ただし、公印の使用を請求した者に押印させるときは、管守者はその押印に立ち会わなければならない。

（事務代理等が職務を代行する場合）

第9条 役員又は部局等の長若しくはその他の職員の事務代理，事務取扱が置かれたときも，その職務を代行される者の職名印を使用するものとする。

(印影印刷)

第10条 一定の字句からなる文書で多数印刷するものにあつては，決裁権者が認めた場合には，当該文書の右上部に「(印影印刷)」の文字を，右下部に起案組織名を原則として記載し，その公印の印影を当該文書に印刷して公印の押印に代えることができる。

2 電子計算機により作成する文書にあつては，部局等の長の承認により，電子計算機に記録された印影を当該文書と同時に印刷して公印の押印に代えることができる。

(公印省略)

第11条 法人内相互間の文書にあつては，決裁権者が認めた場合には，公印の押印を省略するものとする。

(公印押印の例外)

第12条 一定の様式による文書で通例のものにあつては，役員又は部局等の長の承認により，決裁文書に基づかないで公印の押印ができるものとする。この場合において，公印の管守者は，別記様式第5号の押印処理簿に必要な事項を記入しなければならない。

(雑則)

第13条 この規程に定めるもののほか，公印の取扱いに関し必要な事項は，学長が定める。

附 則

この規程は，平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規程は，平成17年4月1日から施行する。

附 則

この規程は，平成17年7月20日から施行する。

附 則

この規程は，平成18年4月1日から施行する。

附 則

この規程は，平成18年7月1日から施行する。

附 則

この規程は，平成18年9月20日から施行する。

附 則

この規程は，平成19年1月1日から施行する。

附 則

この規程は，平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規程は，平成20年2月18日から施行する。

附 則

この規程は，平成20年4月1日から施行する。

附 則

この規程は，平成21年4月1日から施行する。

附 則

この規程は，平成22年4月1日から施行する。

附 則

この規程は，平成22年8月1日から施行する。

附 則  
この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則  
この規程は、平成23年9月30日から施行する。

附 則  
この規程は、平成23年11月15日から施行する。

附 則  
この規程は、平成24年2月1日から施行する。

附 則  
この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則  
この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則  
この規程は、平成25年10月1日から施行する。

附 則  
この規程は、平成26年1月1日から施行する。

附 則  
この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則  
この規程は、平成26年7月1日から施行する。

附 則  
この規程は、平成26年10月1日から施行する。

附 則  
この規程は、平成27年1月1日から施行する。

附 則  
この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則  
この規程は、平成27年6月1日から施行し、平成27年4月1日から適用する。

附 則  
この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則  
この規程は、平成28年7月1日から施行し、平成28年4月1日から適用する。

附 則  
この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則  
この規程は、平成29年12月1日から施行する。

附 則  
この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則  
この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則  
この規程は、平成30年9月1日から施行する。

附 則  
この規程は、平成31年4月1日から施行する。

別表第1 (第5条・第6条関係)

法人印の種類, 寸法及び管守者等

種類	寸法 (ミリメートル平方)	用途	管守者	管守補助者
国立大学法人岡山大学長	27 7	証 証	総務・企画部 総務課長	総務課長が指名 する者
国立大学法人岡山大学	27	証	総務・企画部 総務課長	総務課長が指名 する者

組織印の種類, 寸法及び管守者等

種類	寸法 (ミリメートル平方)	用途	管守者	管守補助者	
岡山大学	76 30 30	証 証 文・証	総務・企画部 総務課長	総務課長が指名 する者	
岡山大学文学部	28 28	証 文・証	社会文化科学 研究科等事務 長	事務長が指名す る者	
岡山大学法学部	28 28	証 文・証			
岡山大学経済学部	28 28	証 文・証			
岡山大学教育学部	35 28	証 文・証	教育学系事務 長	事務長が指名す る者	
岡山大学教育学部	附属幼稚園	証	附属幼稚園教 頭	教頭が指名する 者	
	附属小学校	36 25	証 文	附属小学校教 頭	教頭が指名する 者
	附属中学校	35 25	証 文	附属中学校教 頭	教頭が指名する 者
	附属特別支援学校	30 25	証 文	附属特別支援 学校教頭	教頭が指名する 者
岡山大学理学部	30 28	証 文・証	自然系研究科 等総務課長	総務課長が指名 する者	
岡山大学工学部	30 28	証 文・証			
岡山大学環境理工学部	28 28	証 文・証			
岡山大学農学部	30 28	証 文・証			
岡山大学医学部	35 28	証 文・証			
岡山大学歯学部	28 28	証 文・証	医歯薬学総合 研究科等 総務課長	総務課長が指名 する者	
岡山大学薬学部	28 28	証 文・証	医歯薬学総合 研究科等薬学	事務長が指名す る者	

			系事務室事務 長	
岡山大学大学院社会文化科学研究科	28	文・証	社会文化科学 研究科等事務 長	事務長が指名す る者
岡山大学大学院法務研究科	28	文・証		
岡山大学大学院教育学研究科	28	文	教育学系事務 長	事務長が指名す る者
岡山大学大学院自然科学研究科	28	文	自然系研究科 等総務課長	総務課長が指名 する者
岡山大学大学院環境学研究科	28	文		
岡山大学大学院環境生命科学研究科	28	文		
岡山大学大学院ヘルスシステム統合科学研究科	28	文		
岡山大学大学院保健学研究科	28	文	医歯薬学総合 研究科等総務 課長	総務課長が指名 する者
岡山大学大学院医歯薬学総合研究科	28	文		
岡山大学資源植物科学研究所	28	文	資源植物科学 研究所事務長	事務長が指名す る者
岡山大学惑星物質研究所	28	文	惑星物質研究 所事務長	事務長が指名す る者
岡山大学異分野基礎科学研究所	28	文	自然系研究科 等理学部事務 室長	事務室長が指名 する者
岡山大学病院	28	文	岡山大学病院 総務課長	総務課長が指名 する者
	25	文	岡山大学病院 医事課長	医事課長が指名 する者
岡山大学グローバル人材育成院	25	文	国際部国際企 画課長	国際企画課長が 指名する者
岡山大学中性子医療研究センター	25	文	医歯薬学総合 研究科等総務 課長	総務課長が指名 する者
岡山大学生殖補助医療技術教育研究センター	25	文	自然系研究科 等農学部事務 室長	事務室長が指名 する者
岡山大学附属図書館	28	文	附属図書館情 報管理課長	情報管理課長が 指名する者
岡山大学附属図書館鹿田分館	25	文	鹿田分館長	分館長が指名す る者
岡山大学附属図書館資源植物科学研究所分館	25	文	資源植物科学 研究所分館長	分館長が指名す る者

注：「用途」欄中，証は証書用を，文は一般文書用を，それぞれ示す。

## 別表第2 (第5条・第6条関係)

## 職名印の種類, 寸法及び管守者等

種類	形状及び寸法 (ミリメートル平方)	用途	管守者	管守補助者	
国立大学法人岡山大学長	方形27 方形7	文	総務・企画部総務課長	総務課長が指名する者	
国立大学法人岡山大学理事	方形27	文			
国立大学法人岡山大学長	方形24	会	財務部財務企画課長	財務企画課長が指名する者	
国立大学法人岡山大学学長之印	円形18	会			
国立大学法人岡山大学	方形15	証	総務・企画部人事課長	人事課長が指名する者	
岡山大学長	方形27 方形30 方形10 方形7	証 文・証 文 証	総務・企画部総務課長	総務課長が指名する者	
	岡山大学事務局長	方形30			文
岡山大学	総務・企画部長	方形23	文	財務部財務企画課長	財務企画課長が指名する者
	総務・企画部課長	方形20	文		
	総務・企画部室長	方形20	文		
	財務部長	方形23	文	財務部財務企画課長	財務企画課長が指名する者
	財務部課長	方形20	文		
	学務部長	方形23	文	学務部学務企画課長	学務企画課長が指名する者
	学務部課長	方形20	文		
	学務部入試課長	方形20	文		
	研究協力部長	方形23	文	研究協力部研究協力課長	研究協力課長が指名する者
	研究協力部課長	方形20	文		
	国際部長	方形23	文	国際部国際企画課長	国際企画課長が指名する者
	国際部国際企画課長	方形20	文		
	国際部留学交流課長	方形20 方形18	文 文		
	安全衛生部長	方形23	文	安全衛生部保健衛生管理課長	保健衛生管理課長が指名する者
	安全衛生部課長	方形20	文		
	施設企画部長	方形23	文	施設企画部施設企画課長	施設企画課長が指名する者
施設企画部課長	方形20	文			
岡山大学文学部長	方形30	文・証	社会文化科学研究科等事務長	事務長が指名する者	
岡山大学法学部長	方形30	文・証			
岡山大学経済学部長	方形30	文・証			
岡山大学教育学部長	方形27 方形30	証 文・証	教育学系事務長	事務長が指名する者	
岡山大学教育学部	附属幼稚園長	方形27 方形23	証 文	附属幼稚園教頭	教頭が指名する者
	附属小学校長	方形27 方形23	証 文	附属小学校教頭	教頭が指名する者
	附属中学校長	方形27 方形23	証 文	附属中学校教頭	教頭が指名する者

	附属特別支援学校長	方形27 方形23	証 文	附属特別支援学 校教頭	教頭が指名する 者
岡山大学理学部長		方形25 方形30	証 文・証	自然系研究科等 総務課長	総務課長が指名 する者
岡山大学理学部	附属臨海実験所長 附属界面科学研究施設長	方形23 方形23	文 文		
岡山大学工学部長		方形30 方形30	証 文・証		
岡山大学環境理工学部長		方形30 方形30	証 文・証		
岡山大学農学部長		方形24 方形30	証 文・証		
岡山大学農学部	附属山陽圏フィールド 科学センター長	方形23	文		
岡山大学医学部長		方形27 方形30	証 文・証	医歯薬学総合研 究科等総務課長	総務課長が指名 する者
岡山大学歯学部長		方形30 方形30	証 文・証		
岡山大学薬学部長		方形27 方形30	証 文・証	医歯薬学総合研 究科等薬学系事 務室事務長	事務長が指名す る者
岡山大学グローバル・ディスカバリー・プ ログラムディレクター		方形30	文・証	学務部グローバ ル・ディスカバ リー・プログラ ム事務室長	事務室長が指名 する者
岡山大学大学院社会文化科学研究科長		方形23	文・証	社会文化科学研 究科等事務長	事務長が指名す る者
岡山大学大学院法務研究科長		方形23	文・証		
岡山大学大学院法 務研究科	附属弁護士研修センタ ー長	方形20	文・証		
岡山大学大学院社会文化科学研究科等事務長		方形20	文・証		
岡山大学大学院教育学研究科長		方形23	文	教育学系事務長	事務長が指名す る者
岡山大学教育学系事務長		方形20	文		
岡山大学大学院自然科学研究科長		方形23	文	自然系研究科等 総務課長	総務課長が指名 する者
岡山大学大学院環境学研究科長		方形23	文		
岡山大学大学院環境生命科学研究所長		方形23	文		
岡山大学大学院ヘルスシステム統合科学研 究科長		方形23	文		
岡山大学大学院	事務部長	方形23	文		
自然系研究科等	総務課長 会計課長 学務課長	方形20 方形20 方形20	文 文 文		
岡山大学大学院保健学研究科長		方形23	文	医歯薬学総合研 究科等総務課長	総務課長が指名 する者
岡山大学大学院医歯薬学総合研究科長		方形23	文		
岡山大学大学院医	附属医療教育センター	方形20	文		



歯薬学総合研究科	長				
岡山大学大学院医歯薬学総合研究科等	事務部長	方形23	文		
	総務課長	方形20	文		
	学務課長	方形20	文		
	薬学系事務室事務長	方形20	文	医歯薬学総合研究科等薬学系事務室事務長	事務長が指名する者
岡山大学資源植物科学研究所長	方形30	文	資源植物科学研究所事務長	事務長が指名する者	
岡山大学資源植物科学研究所事務長	方形20	文			
岡山大学惑星物質研究所長	方形30	文	惑星物質研究所事務長	事務長が指名する者	
岡山大学惑星物質研究所事務長	方形20	文			
岡山大学異分野基礎科学研究所長	方形30	文	自然系研究科等理学部事務室長	事務室長が指名する者	
岡山大学病院長	方形30	文	岡山大学病院総務課長	総務課長が指名する者	
岡山大学病院	薬剤部長	方形23			文
	事務部長	方形23	文	岡山大学病院総務課長	総務課長が指名する者
	総務課長	方形20	文		
	企画・広報課長	方形20	文		
	研究推進課長	方形20	文		
	経営・管理課長	方形20	文		
	施設管理課長	方形20	文		
	医事課長	方形20	文		
岡山大学保健管理センター長	方形23	文	安全衛生部保健衛生管理課長	保健衛生管理課長が指名する者	
岡山大学環境管理センター長	方形23	文	施設企画部施設企画課長	施設企画課長が指名する者	
岡山大学情報統括センター長	方形23	文	情報統括センター事務室長	事務室長が指名する者	
岡山大学グローバル人材育成院長	方形23 方形20	文 文	国際部国際企画課長	国際企画課長が指名する者	
岡山大学地域総合研究センター長	方形23	文	総務・企画部総務課長	総務課長が指名する者	
岡山大学教師教育開発センター長	方形23	文	教育学系事務長	事務長が指名する者	
岡山大学中性子医療研究センター長	方形23	文	医歯薬学総合研究科等総務課長	総務課長が指名する者	
岡山大学自然生命科学研究支援センター長	方形23	文	総務・企画部総務課長	総務課長が指名する者	
岡山大学生殖補助医療技術教育研究センター長	方形23	文	自然系研究科等農学部事務室長	事務室長が指名する者	
岡山大学埋蔵文化財調査研究センター長	方形23	文	総務・企画部総務課長	総務課長が指名する者	
岡山大学附属図書館長	方形30	文	附属図書館情報	情報管理課長が	

岡山大学附属図書館事務部長		方形23	文	管理課長	指名する者
岡山大学附属図書館	情報管理課長	方形20	文		
	情報サービス課長	方形20	文		
岡山大学附属図書館鹿田分館長		方形23	文	鹿田分館長	分館長が指名する者
岡山大学附属図書館資源植物科学研究所分館長		方形23	文	資源植物科学研究所分館長	分館長が指名する者
岡山大学全学教育・学生支援機構長		方形23	文	学務部学務企画課長	学務企画課長が指名する者
岡山大学全学教育 ・学生支援機構	高等教育開発推進センター長	方形20	文		
	基幹教育センター長	方形20	文		
	高大接続・学生支援センター長	方形20	文		
岡山大学研究推進機構長		方形23	文	総務・企画部総務課長	総務課長が指名する者
岡山大学安全衛生推進機構長		方形23	文	総務・企画部総務課長	総務課長が指名する者

注：「用途」欄中，証は証書用を，文は一般文書用を，それぞれ示す。

「形状及び寸法」欄の数字は，方形のものにあつてはミリメートル平方を，円形のものにあつては直径のミリメートルを表す。

別記様式第1号（第3条関係）

作成  
公印（改刻）承認申請書  
（廃止）

（文書記号番号）  
平成 年 月 日

国立大学法人岡山大学長 殿

部局等の長

下記によって公印を作成（改刻・廃止）したいので、承認願います。

記

- |   |                     |          |  |    |
|---|---------------------|----------|--|----|
| 1 | 名 称                 |          |  |    |
| 2 | 印材及び寸法              | 方形・円形    |  | mm |
| 3 | 事 由                 |          |  |    |
| 4 | 使用（廃止）<br>予 定 年 月 日 | 平成 年 月 日 |  |    |
| 5 | 備 考                 |          |  |    |

以 上

別記様式第2号（第3条関係）

印 影 届

（文書記号番号）  
平成 年 月 日

国立大学法人岡山大学長 殿

部局等の長

下記のとおり公印の印影をお届けします。

記

- 1 名 称
- 2 印材及び寸法 方形・円形 mm
- 3 作成（改刻） 平成 年 月 日  
年 月 日
- 4 使用開始 平成 年 月 日  
年 月 日

以 上

印 影		用途	
		管 守 者	
		管守補助者	

注：「印影」欄には，強じんな和紙に押印したものを張り付けること。

## 別記様式第3号（第6条関係）

## 公 印 簿

印 影	
名 称	
印 材 及 び 寸 法	方形・円形 mm
作成（改刻）年月日	平成 年 月 日
使用開始年月日	平成 年 月 日
廃止年月日	平成 年 月 日
備 考	

- 注 1 用紙は、A4判とし、公印1個ごとに1枚とすること。  
2 「印影」欄には、強じんな和紙に押印したものを張り付けること。

別記様式第4号（第7条関係）

公 印 事 故 届

（文書記号番号）  
平成 年 月 日

国立大学法人岡山大学長 殿

部局等の長

下記のとおり公印の事故が生じたので、お届けします。

記

- 1 公印の名称
- 2 事故発生日時 平成 年 月 日 時ごろ
- 3 事故発生場所
- 4 事故の概要
- 5 事故の措置
- 6 備 考

以 上

別記様式第5号（第12条関係）

押 印 処 理 簿

平成 年度

部 局 等 名

No.	月 日	件 名	件 数	管 守 者 印	備 考
			件		